



# 権利行使と刑法犯

法テラス八雲法律事務所 弁護士 坪井 清隆  
(函館弁護士会所属)



■法律相談を受けていると、紛争になってしまった相手との交渉の仕方について、相談を受けることがあります。弁護士などに依頼せずに、ご自分で交渉をする場合には、注意をしてほしいことがあります。それは、仮に契約書があって、請求する権利が法律的にきちんとならぬ場合であっても、請求の仕方を誤ると、犯罪になってしまう場合があるということです。

■例えば、感情が高ぶって、書類などを相手に投げつけたりしてしまうと、暴行罪に該当する可能性があります。裁判所は相手の身体に直接触れなくても暴行罪の成立を認める判断をしているので、注意が必要です。ほかに、脅迫罪にも注意をしないといけません。脅迫とは、一般人が畏怖をするような害悪を伝えることを言います。脅迫は言葉だけでなく態度でもよいと解されており、例えばハンマーなどを握りながら「金を返せ」ということは、脅迫にあたります。「裁判をおこすぞ」と発言したり、「警察にいうぞ」と発言することは、脅迫にあたるでしょうか。この点については、真実には権利を行使する意思がなく、単に相手を畏怖させる目的で当該発言をした場合には、脅迫にあたると判断した判例があります。

■そのほかにも、相手を罵倒・侮辱したり、相手についての噂を流したりすると、名誉棄損罪や侮辱罪が成立する可能性があります。約束を破られてしまい、憤る気持ちは十分に理解できるのですが、正当な権利を実現するためにも、相手との交渉は忍耐強く、慎重に進めていかなければなりません。

■当事務所では、各種法律相談を受け付けています。一定の資力要件を満たす方は、3回まで無料の法律相談をすることもできます。少しでも気になることがございましたら、お気軽にぜひ「法テラス八雲法律事務所」(050-3383-8366)まで相談予約のお電話をお寄せください。また、「法テラス江差法律事務所」(050-3383-5563)でも、ご相談を承っていますのであわせてご利用ください。

## 八雲警察署からお知らせ

### こんなハガキ届いていませんか？ これはサギです!!

#### 民事訴訟最終通知書 平成31年(シ)538号

このたび、ご通知しましたのは以前に貴方が契約された会社に対して未納料あるいは契約違反に当該会社が管轄裁判所に訴訟手続きされた事を報告します。当該会社、訴訟内容につきましては担当職員にて受け賜りますが、当センターは原告側からの最終被告並びに御本人様と内容の正当性を確認する機関になります。当センターが貴方に対して訴訟を起しているものではありませんのであらかじめご了承ください。また、悪質業者によるしつこい電話勧誘や押しつけ商法等についてのご相談もお受け致します。このままご連絡無き場合、管轄裁判所から裁判の日程を決定する呼出状送達後に出廷となります。  
※最近個人情報悪用する業者の手口も見受けられます。万が一身に覚えが無い場合は早急にご連絡ください。

受付時間 9:00~18:00(日、祝日除く) (代表) 03-XXXX-XXXX  
〒106-0041 東京都×区×××× 全国訴訟相談センター

ここに絶対に電話しないで下さい



### 資産状況などを聞きだそうとする不審電話や新手の詐欺に注意

官公庁や報道機関の職員を名乗り、個人情報や預貯金額を聞き出そうとする不審電話が道内各地で多発しています。実際に函館方面管内においても、同様な不審電話が確認されています。官公庁の職員等が電話で個人の資産状況を聞き出すことはありません。また、金融機関等の職員を装って「改元による銀行法改正に伴い、キャッシュカードを変更する手続きが必要。暗証番号を添えてキャッシュカードを返送して」などという電話も詐欺です。今後、新元号を悪用したさまざまな手口の詐欺が発生するおそれがありますので、不審電話、ハガキ、メール等を受けたときは、警察に相談してください。

【問い合わせ先】 函館方面八雲警察署 ☎0137-64-2110